

相模原麻溝公園競技場・第2競技場・スポーツ広場・グラウンド指定管理者公募に係る質問に対する回答

	書類名	ページ数	項目	質問内容	回答
1	募集要項	22	.3.(2).1.(1) 利用料金の提案	夜間照明利用時に、夜間照明利用料金の規定を一般利用者に適用し、夜間利用者から特別な利用料金を徴収できるか。	相模原市都市公園条例で規定している夜間照明施設の利用料金は、専用利用時を想定しているものですので、一般利用者に適用することはできません。
2	募集要項	23	.3.(2).オ 自主事業等の実施 による収入	競技場周辺の壁面や柱などを利用し、企業広告等を募集し掲示する方法による収益事業は実施可能か。	相模原市都市公園条例において都市公園内に広告等を表示することは禁止しておりますのでできません。
3	募集要項	27	.13 提出書類の部数	構成団体から提出が必要とされている書類に関して、社印の必要な書類はどのものになるのか。	社印が必要な書類はありません。
4	資料5 競技場等管理に 関する仕様書	3	3.(3).1.(1).b 専用利用の申請受 付、利用承認書の 交付、予約管理	競技場雨天走路は、現在、専用利用時に一括利用としているが、雨天走路を区分し、単体として同時間帯に貸し出しすることは可能か。また、雨天走路を専用利用として貸し出すことは可能か。	雨天走路は競技場の一部ですので、競技場専用利用時に雨天走路を一般利用として単体で貸し出しすることはできません。また、雨天走路単体での専用利用としての貸し出しもできません。